別紙３

玖珠町の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（２９年１月１日）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 16,185	千円 8,776,446	千円 372,770	千円 1,527,999	% 17.4	% 17.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
28年度	人 168	千円 661,027	千円 93,260	千円 273,035	千円 1,027,322

(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 6,115	千円 5,781

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数は、２８年４月１日現在の人数である。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況

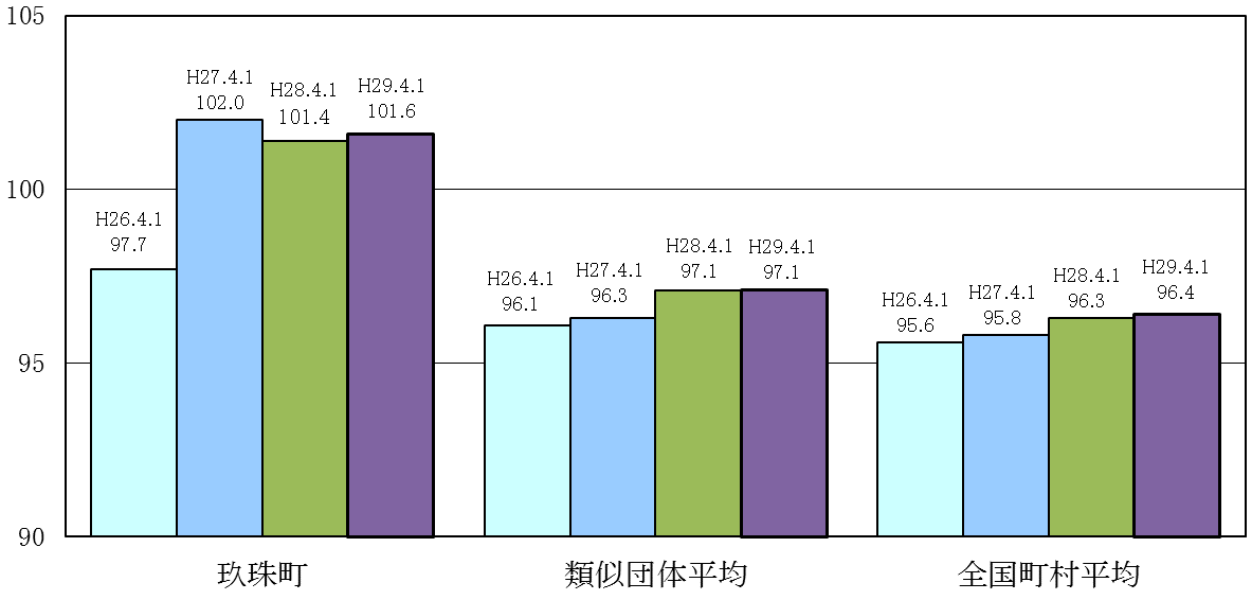

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※　２９年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

初任給の水準や、昇給の運用等が国と異なっているため高い水準となっている。
また、経常経費充当一般財源に占める人件費の割合も高くなっている。
そのため、平成３０年度に２％～５％の給与カットを実施。これにより改善が見込まれる。

(4)　給与改定の状況（人事委員会未設置）

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
29年度	円 ―	円 ―	円 (　―　%)	% ―	% ―	% 0.15

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
29年度	月 ―	月 ―	月 ―	月 ―	月 ―	月 4.40

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［　実施　　未実施］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、同様の総合的見直しを実施。平均２．０％引下げを行うとともに、高位の号俸については最大４％程度の引下げ等を実施している。
なお、激変緩和のため経過措置（現給保障）を実施していたが、平成２８年４月より適用廃止している。

②地域手当の見直し　（支給地域対象外）

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）本町においては、地域手当支給地域対象外により支給なし。なお、派遣等により勤務地が地域手当支給対象地域の場合、国基準に基づき支給を実施。

（実施時期）国の地域手当の見直しに伴い、所要整備を同様に実施。

（参考）

	平成２６年度の支給割合	平成２７年度の支給割合		平成２８年度の支給割合	平成２９年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による支給割合	０％	１％	２％	３％	３％

※本町においては、地域手当支給対象外により支給割合等については、記載を省略しています。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
（平成２７年４月１日実施）

(6)特記事項

・平成 25 年 9 月から平成 26 年 4 月までの間、職員は、給料月額の 2～5%減額を実施している。
・平成 25 年 9 月から平成 26 年 4 月までの間、町長は給料月額の 20%、副町長・教育長は 10%減額を実施している。
・平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの間、町長は給料月額の 10%、副町長・教育長は 3%減額を実施している。
・平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの間、町長は給料月額の 5%、副町長・教育長は 3%減額を実施している。
・平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの間、職員は、給料月額の 2～5%減額を実施している。
・平成 30 年 4 月から平成 34 年 1 月までの間、町長は給料月額の 30%減額を実施している。
・平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの間、副町長・教育長は 5%減額を実施している。

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（２９年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
玖珠町	41.6歳	330,300円	377,683円	355,108円
大分県	43.0歳	328,703円	400,939円	356,393円
国	43.6歳	330,531円	―	410,719円
類似団体	41.7歳	308,087円	357,786円	337,335円

（注）１　「平均給料月額」とは、２９年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
玖珠町	53.6歳	5人	375,500円	380,900円	376,300円	―	―歳	―円	―
うち用務員	―歳	1人	―円	―円	―円	―	―歳	―円	―
うち調理員	52.2歳	4人	372,400円	377,600円	372,900円	―	―歳	―円	―
大分県	53.2歳	227人	344,155円	382,450円	359,422円	―	―歳	―円	―
国	50.6歳	2722人	286,833円	―円	328,360円	―	―歳	―円	―
類似団体	49.4歳	9人	286,023円	308,066円	298,134円	―	―歳	―円	―

区　分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
玖珠町	6,336,500円	―円	―
うち用務員	―円	―円	―
うち調理員	6,276,600円	―円	―

※年収ベースの「公務員（Ｃ）」のデータは、それぞれ平均給与月額に 12 倍したものであり、また前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

※区分「うち用務員」については、個人情報保護の観点から記載していません。

(2) 職員の初任給の状況（２９年４月１日現在）

区分		玖珠町	大分県	国
一般行政職	大学卒	178,200円	184,800円	178,200円
	高校卒	150,500円	150,500円	146,100円
技能労務職	高校卒	146,100円	150,500円	－
	中学卒	－	－	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（２９年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	276,000円	360,600円	－	391,200円
	高校卒	－	－	362,700円	－
技能労務職	高校卒	－	－	－	－
	中学卒	－	－	－	－

※ 各区分の「－」表示は、２９年４月１日時点での該当がないため記載していません。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1)　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（２９年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１　級	主事補、技師補、保健師補、栄養士補、教諭の職務	12 人	8.3 %	141,600 円	246,600 円
２　級	主事、技師、保健師、栄養士、高度の知識又は経験を必要とする教諭の職務	8 人	5.6 %	191,700 円	303,400 円
３　級	主任、主任技師、主任保健師、主任栄養士、主任教諭の職務	14 人	9.7 %	227,900 円	349,200 円
４　級	主査、係長、総括技師、総括保健師、総括栄養士、総括教諭の職務	55 人	38.2 %	261,100 円	380,200 円
５　級	主幹、副館長、主幹技師、主幹保健師、主幹栄養士、主幹教諭の職務	30 人	20.9 %	287,100 円	392,200 円
６　級	課長、局長、所長、館長、室長、会計管理者、参事及び課長補佐、局長補佐、所長補佐、館長補佐、室長補佐、統括主幹、副園長の職務	13 人	9.0 %	317,700 円	409,400 円
７　級	困難な業務を所掌する課長、局長、所長、館長、室長、会計管理者の職務又は参事	12 人	8.3 %	361,800 円	444,100 円

（注）１　玖珠町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

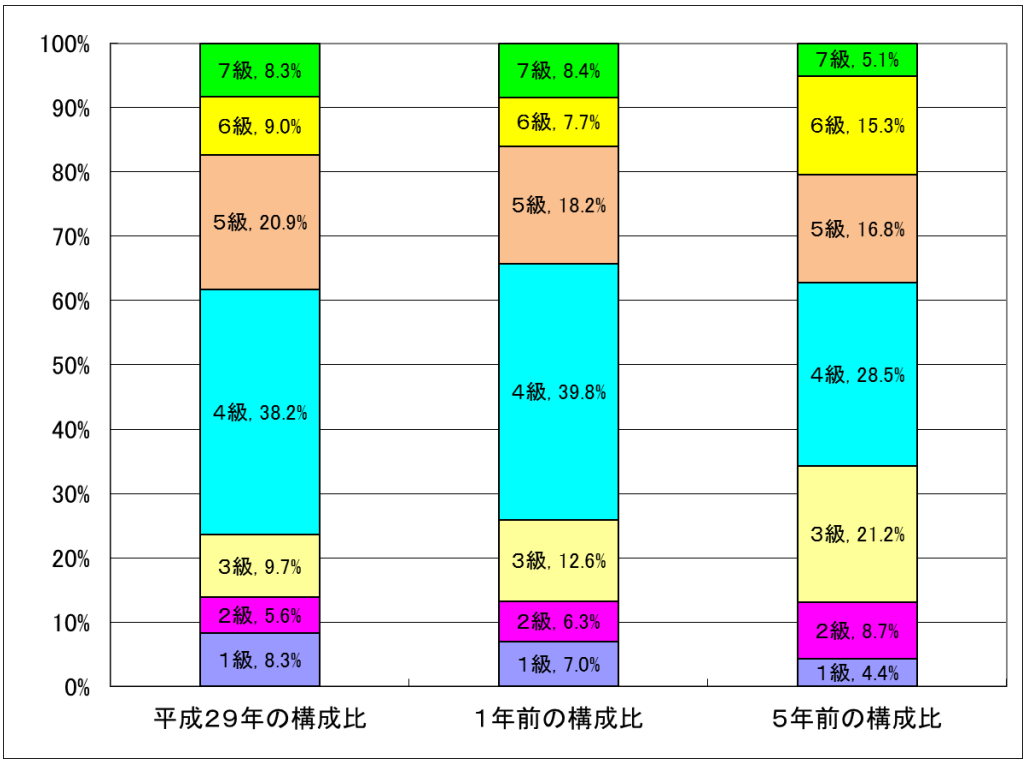

(2) 昇給への人事評価の活用状況（玖珠町）

平成29年4月2日から平成30年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	＼		＼	
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

玖　珠　町	大　分　県	国
1人当たり平均支給額（28年度） 1,609　千円	1人当たり平均支給額（28年度） 1,699　千円	－
（28年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60月分　1.70月分 (1.45)月分　(0.80)月分	（28年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60月分　1.70月分 (1.45)月分　(0.80)月分	（28年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60月分　1.70月分 (1.45)月分　(0.80)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5％～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5％～20％ ・管理職加算　10％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5％～20％ ・管理職加算　10％～25％

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（玖珠町）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	＼		＼	
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（２９年４月１日現在）

玖珠町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	20.445月分	25.55625月分	勤続２０年	20.445月分	25.55625月分
勤続２５年	29.145月分	34.5825 月分	勤続２５年	29.145月分	34.5825 月分
勤続３５年	41.325月分	49.59 月分	勤続３５年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
（割増率2～45％）			（割増率2～45％）		
1人当たり平均支給額	18,983千円				

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（２９年４月１日現在）

支給実績（28年度決算）	0千円
支給職員１人当たり平均支給年額（28年度決算）	0　円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20％	0人	20％
	％	人	％
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			－

（注）　地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

なお、本町においては地域手当対象地域ではないため、記載を省略しています。

(4) 特殊勤務手当（２９年４月１日現在）

支給実績（28年度決算）	13千円
支給職員１人当たり平均支給年額（28年度決算）	6,600円
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）	1.4％
手当の種類（手当数）	3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（28年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員	防疫作業	0千円	日額1,000円以内
遺体収容等に従事する職員の特殊勤務手当	遺体収容及び処置に従事する職員	収容作業	0千円	1体　5,000円
犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員の特殊勤務手当	犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員	処理作業	13千円	1体　300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	32,728千円
職員１人当たり平均支給年額（28年度決算）	179千円
支給実績（27年度決算）	34,479千円
職員１人当たり平均支給年額（27年度決算）	187千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（２９年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	配偶者 10,000 円 子 9,000 円 特定期間の加算 5,000 円 配偶者及び子以外 6,500 円 職員に配偶者がない場合の子のうち1人 11,000 円 職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合の父母等のうち1人 9,000 円	異	子の支給単価	24,958 千円	233,252 円
住居手当	借家(家賃12,000円を超える) （支給限度額） 27,000 円 持家 2,000 円 持家新築5年間 3,500 円	異	持家	14,680 千円	133,252 円
通勤手当	交通機関等利用職員 運賃相当額 （支給限度額） 55,000 円 自動車等使用職員(1km以上で支給) （支給限度額） 27,200 円	異	距離区分と支給額	6,710 千円	43,290 円
管理職手当	定額制	異	支給額	7,928 千円	440,444 円

５　特別職の報酬等の状況（２９年４月１日現在）

区分		給料月額等	
給料			（参考）類似団体における最高／最低額
	市区町村長	753,000円	850,000円 ／ 492,000円
	副市町村長	617,000円	700,000円 ／ 468,000円
報酬	議長	315,000円	420,000円 ／ 230,000円
	副議長	273,000円	360,000円 ／ 180,000円
	議員	262,000円	345,000円 ／ 157,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	（29年度支給割合） 2.60月分	
	議長 副議長 議員	（29年度支給割合） 3.00月分	
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額） （支給時期）
	市区町村長	給料月額×在職年数×500/100	15,060千円 任期ごと
	副市町村長	給料月額×在職年数×290/100	7,157千円 任期ごと
	備考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

区分 / 部門			職員数 平成28年	職員数 平成29年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	48	48	0	
		税務	13	13	0	
		農林水産	24	25	1	事務事業の見直しによる増員
		商工	6	7	1	事務事業の見直しによる増員
		土木	11	11	0	
		民生	11	12	1	福祉・子育て担当部局の業務増による係の創設
		衛生	11	10	▲ 1	事務事業の見直しによる減員
		小計	127	129	2	人口1万人当たり職員数 79.70人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.18人)
	教育部門		41	39	▲ 2	町立幼稚園閉園に伴う減員
	小計		168	168	0	人口1万人当たり職員数 103.80人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.68人)
公営企業会計等部門	水道		6	7	1	課内室の創設
	その他		15	15	0	
	小計		21	22	1	
合計			189 [252]	190 [252]	1 [0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む)

2 [　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（２９年４月１日現在）

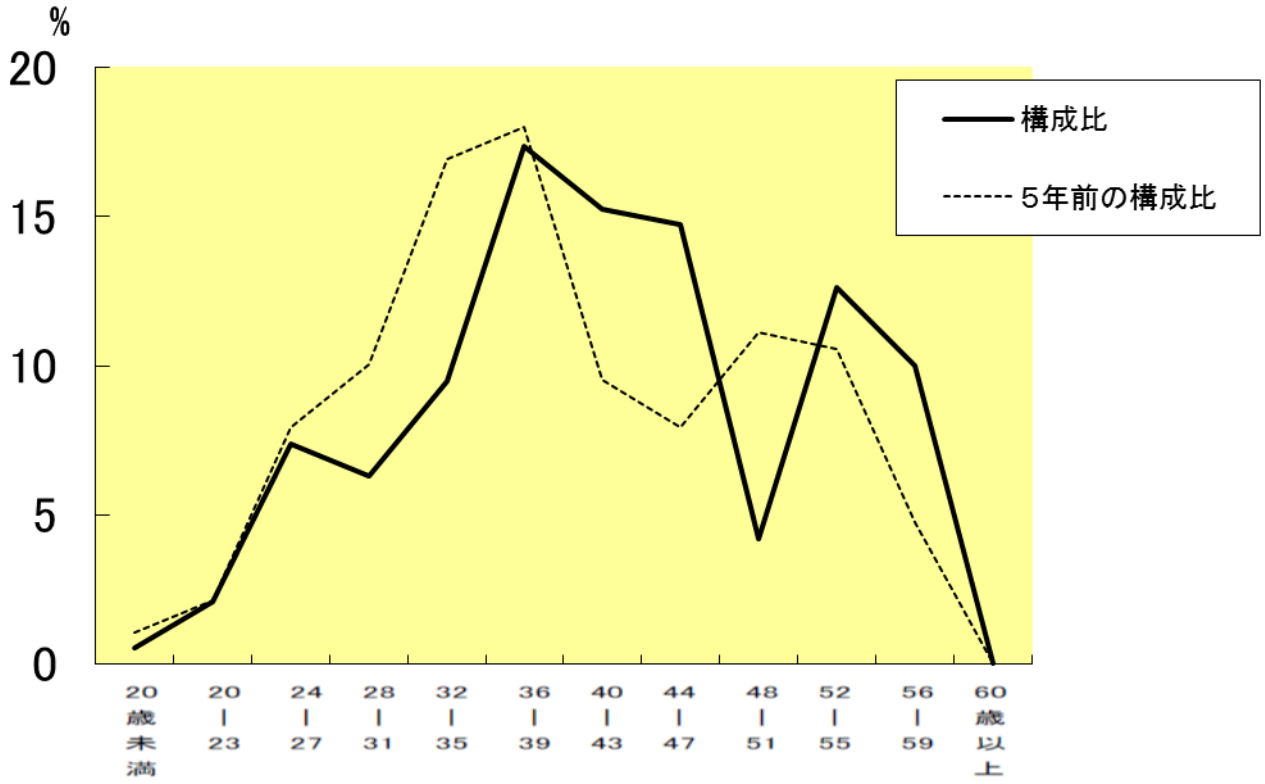

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 4	人 14	人 12	人 18	人 33	人 29	人 28	人 8	人 24	人 19	人 0	人 190

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

		年　度						
		24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
部門別	一般行政職	125	123	124	125	127	129	4 (3.2%)
	教育	44	45	43	41	41	39	▲ 5 (▲11.36%)
	警察							0
	消防							0
	普通会計計	169	168	167	166	168	168	▲ 1 (▲0.6%)
	公営企業等会計	21	21	21	21	21	22	1 (4.8%)
	総合計	190	189	188	187	189	190	0 (0.0%)

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） 27年度の総費用に占める職員給与費比率
28年度	千円 168,573	千円 34,340	千円 44,261	% 26.3	% 25.4

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費０千円を含まない。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費　B/A	団体平均 一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
28年度	人 5	千円 22,433	千円 1,829	千円 9,664	千円 33,926	千円 6,785	千円 6,166

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数は、２９年３月３１日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（２９年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
玖　珠　町	48.5歳	375,288円	549,572円
団 体 平 均	44.4歳	343,701円	513,093円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

玖　珠　町	団　体　平　均
１人当たり平均支給額（28年度） 1,891千円	１人当たり平均支給額（28年度） 1,482千円
（28年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60月分　1.70月分 (1.45)月分　(0.80)月分	（28年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 －　月分　－　月分 (　－　)月分　(　－　)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5％～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　－％

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（２９年４月１日現在）

玖珠町		団体平均	
（支給率）	自己都合　応募認定・定年	（支給率）	自己都合　応募認定・定年
勤続２０年	20.445月分　25.55625月分	勤続２０年	－　月分　－　月分
勤続２５年	29.145月分　34.5825 月分	勤続２５年	－　月分　－　月分
勤続３５年	41.325月分　49.59　月分	勤続３５年	－　月分　－　月分
最高限度額	49.59 月分　49.59　月分	最高限度額	－　月分　－　月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置			
（割増率２～４５％）			
1人当たり平均支給額	－　千円	1人当たり平均支給額	10,251千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、２８年度支給実績がないため記載を省略しています。

ウ　地域手当（２９年４月１日現在）

支給実績（28年度決算）		0千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（28年度決算）		0　円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	20%	0人	20%
	%	人	%

エ　特殊勤務手当（２９年４月１日現在）

支給実績（28年度決算）			0千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（28年度決算）			0　円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）			0　%	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（28年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員	防疫作業	0千円	日額1,000円以内
遺体収容等に従事する職員の特殊勤務手当	遺体収容及び処置に従事する職員	収容作業	0千円	1体　5,000円
犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員の特殊勤務手当	犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員	処理作業	0千円	1体　300円

オ　時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	432千円
職員１人当たり平均支給年額（28年度決算）	86千円
支給実績（27年度決算）	712千円
職員１人当たり平均支給年額（27年度決算）	142千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（２９年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度の異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	配偶者 10,000 円 子 9,000 円 特定期間の加算 5,000 円 配偶者及び子以外 6,500 円 職員に配偶者がない場合の子のうち1人 11,000 円 職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合の父母等のうち1人 9,000 円	同	－	1,023 千円	204,600 円
住居手当	借家(家賃12,000円を超える) （支給限度額） 27,000 円 持家 2,000 円 持家新築5年間 3,500 円	同	－	96 千円	24,000 円
通勤手当	交通機関等利用職員 運賃相当額 （支給限度額） 55,000 円 自動車等使用職員(1km以上で支給) （支給限度額） 27,200 円	同	－	278 千円	55,680 円
管理職手当	定額制	同	－	0 千円	0 円